

(様式-1)

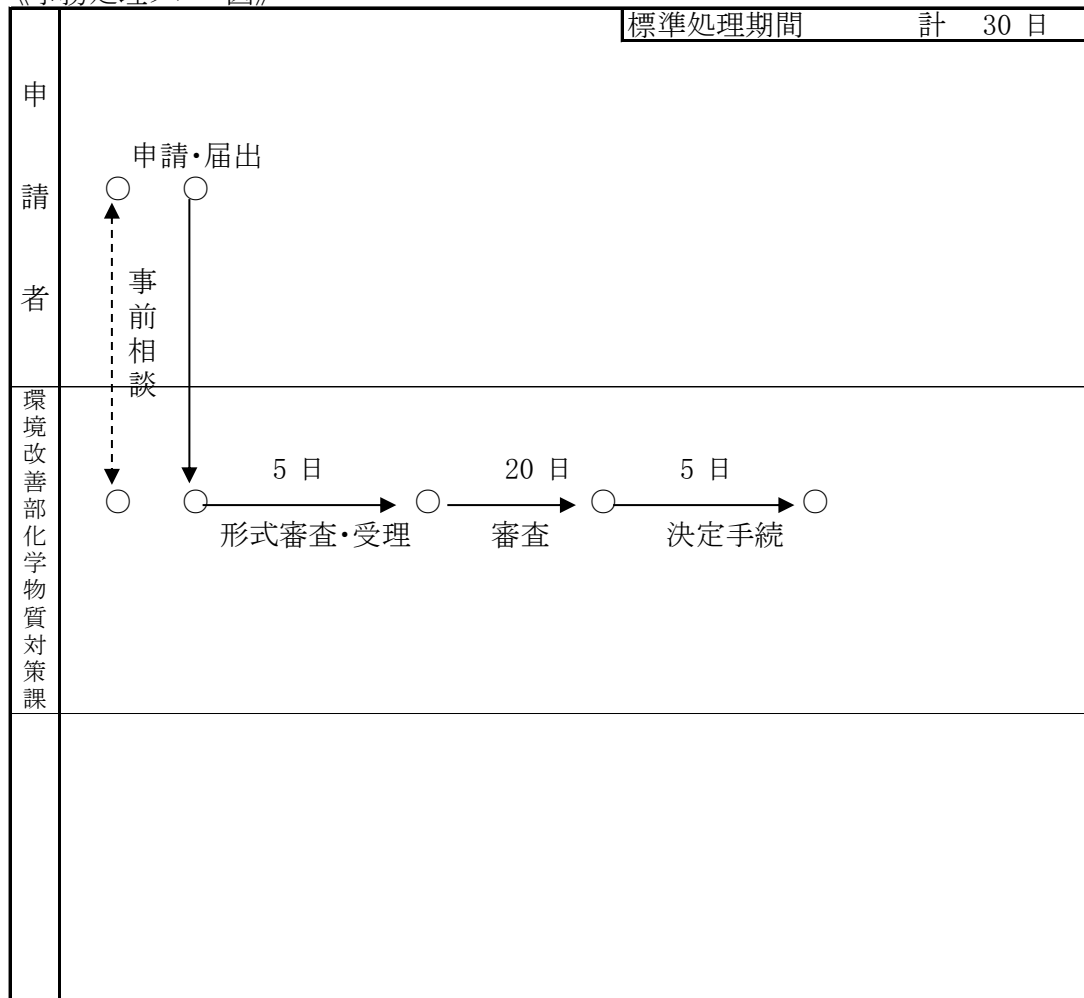
(令和2年6月25日更新)

# 事務処理フロー図

事務名 施行管理方針に係る確認申請

作成部署 環境局環境改善部化学物質対策課 電話42-371~4

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	事前相談	申請にあたって事前にご相談に応じます。
2	形式審査・受理	申請書の記載漏れなどを審査した後、受理します。
3	審査	申請内容について、土壌汚染対策法施行規則第49条の2から第49条の5に基づき審査します。
4	決定手続	申請内容が法に適合している場合は、台帳を調製又は訂正します。
備考	新たな区域の指定を伴う場合は、区域の指定に関する東京都公報での公示や台帳を調製するため、別途当該事務処理期間が加算されます。	